

三井住友・DC国内債券アクティブ

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

(ファミリーファンド方式による分散投資)
国内債券マザーファンド(A号)受益証券への投資を通じてわが国の公社債に投資することにより、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指します。
〔国内債券マザーファンドの(A号)運用方針〕
マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、ポートフォリオのデュレーションと満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。さらに、債券市場に存在する非効率性に着目し、債券種別と個別銘柄の選択においても超過収益の獲得を目指します。デュレーションは一定の範囲内で定めることとし、ベンチマークからの乖離を一定の範囲内にとどめることによりリスクをコントロールします。

2.主要投資対象

国内債券マザーファンド(A号)受益証券
(我が国の公社債を主要投資対象とします。)

3.投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への投資は行いません。新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

4.ベンチマーク

NOMURA - BPI総合指数

5.信託設定日

2001年10月4日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中に、やむを得ない事情が発生した時等は、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年12月15日(但し、休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.7875%(税抜き0.75%)
内訳: 委託会社 年0.315%(税抜き0.30%)
受託会社 年0.0525%(税抜き0.05%)
販売会社 年0.42%(税抜き0.40%)

10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する租税、信託事務処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産から支弁します。委託会社による信託財産の管理、運営に係る諸費用(信託財産の財務諸表の監査費用等を含みます。)は、あらかじめ合理的に見積もられた金額を使用することができることとし、ファンド計算期間を通じて毎日、按分額を信託財産費用として計上します。当該金額は信託財産規模等を考慮して信託期間中に変更することができるものとします。上記費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)及び毎計算期末又は信託終了時に、信託財産から支弁します。ファンドの組入れ有価証券の売買委託手数料等、先物オプション取引に要する費用及び外国における資産保管等に要する費用等は、信託財産から支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として12月15日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。「三井住友・DC国内債券アクティブ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・DC国内債券アクティブ

投資信託協会分類：追加型投信 / 国内 / 債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注：解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

三井住友アセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

中央三井アセット信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき再信託受託会社日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。）

24.基準価額の主な変動要因等

債券市場リスク

国内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

信用リスク

ファンドが投資している公社債や短期金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該公社債や短期金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当するために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。「三井住友・DC国内債券アクティブ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。